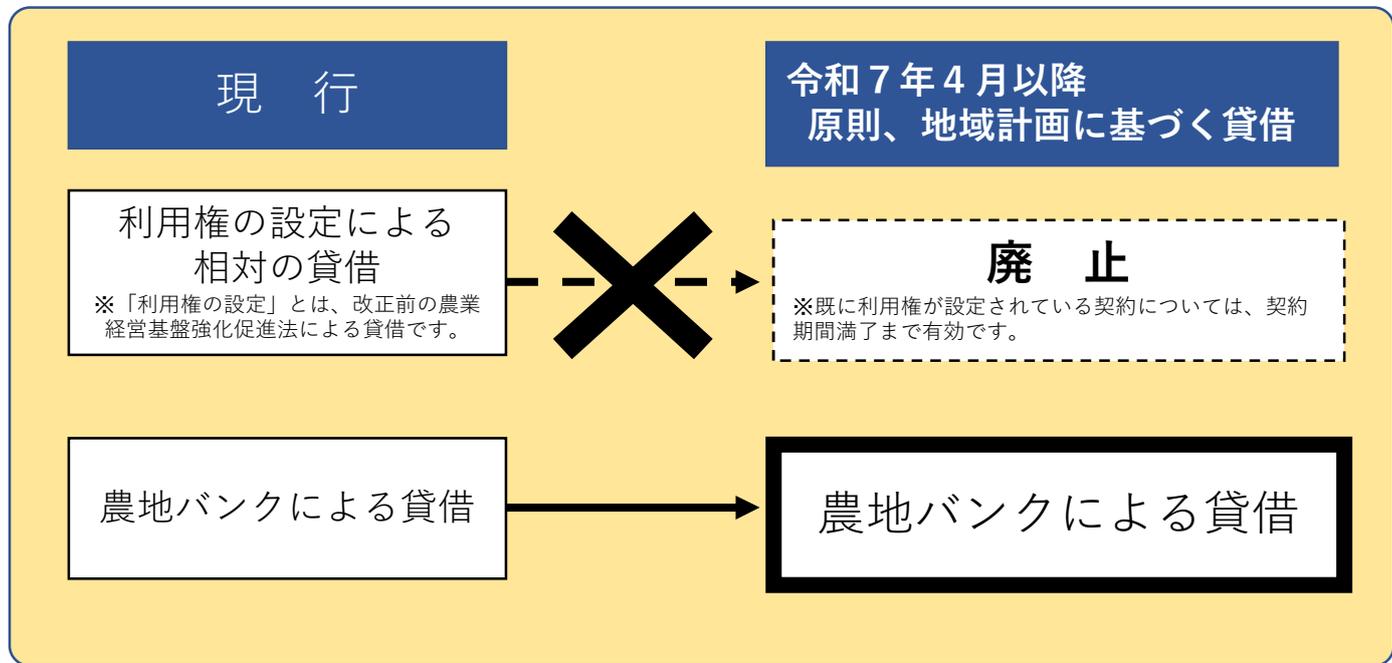


農地の貸し借りが変更になります

農業経営基盤促進法の改正により、原則、令和7年4月から農地の貸借は「地域計画」に基づいた農地中間管理機構（農地バンク）を介した貸借へ移行します。



※このほか農地法による貸借もあります。

◇地域計画とは？

地域の話し合いを通じて、地域計画の基となる地域農業の将来のあり方や、地域農業を担う者を明確にして、目標地図素案の作成を進め、令和7年3月までに町内5地区（野沢、尾野本、群岡、新郷、奥川）で策定される計画のことです。

農地バンクを介した貸借のメリット

- ・ 賃借料の精算は農地バンクが行うため、賃貸借人双方にとって精算事務は軽減されます。
- ・ 一定の要件を満たせば、集落で機構集積協力金の交付を受けることができます。

農地バンクを介した場合の留意点

- ・ 出し手と受け手の双方に手数料がかかります。
(賃借料の1%で最低800円、最高8,000円)
- ・ 登記人が死亡していた際には相続関係図等が必要となる場合がございます。
(様式は町で用意します。)

連絡先／農林振興課 農政係 TEL 45-4531

農地中間管理機構 喜多方推進拠点 080-3754-3070